

## 出逢い相談所 利用規約

本規約は、株式会社 **B・Produce**(以下「当社」又は「甲」と言います) が、「出逢い相談所」の名称で会員(又は「乙」と言います)に提供するサービスの内容及び当社と会員間の契約関係を定めるものです。

### (会員要件)

第1条 会員となるには以下のいずれの要件も満たしてなければならない

1. 20歳以上であること
2. 独身であること
3. 一定の住所を有すること
4. 反社会的勢力の関係者でないこと
5. 定職に就いており、一定の収入があること
6. 出逢いにポジティブであること

### (当社のサービス)

第2条 当社は以下のサービスを提供します

- ① 当社の提供するサービスは、結婚を希望する方へパートナーとの出逢いのセッティング
- ② メンタル面でのフォローなど交際のサポート
- ③ ブライダルに付随関連するサービス※1です

※1 基本的にはブライダルサービスが付随するものですが、結婚の形はそれぞれですのでパートナーとしてのお付き合いも承認致します。

### (会員厳守事項)

第3条

1. 自己の結婚相手、又はパートナーを探す以外の目的で当社のサービスを利用しないこと
2. プロフィールデータは、正確に登録し虚偽の情報は提示しないこと
3. 自己の情報に変更があった場合は、速やかに当社に届けること
4. プロフィールに関しては、異性会員に開示されることを予め承諾します

5. 会員情報の内容、また相手の個人情報等を、改ざん・流用・漏洩の禁止
6. 全ての会員活動に於いて、誹謗中傷・信用・名誉を毀損する行為の禁止
7. 会員個人情報を漏洩させ、当社に損害を与えた場合、そのすべてを損害賠償します
8. 会員は、自分以外の会員、第三者又は当社の著作権、商標権等の知的財産権その他の財産権、肖像権又はプライバシーを侵害してはいけない
9. 紹介相手の人格を尊重し、遊興その他不正な目的の為の接触の禁止
10. お見合い、交際に関して、発言・行動・服装等に気を配り、社会人として良識の有る対応をする事
11. 会員は、当社又は他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と負担に於いてその損害を賠償します
12. 交際の申込み、申込みに対する返事、その他の会員活動、又は交際成立後の自己の行為とその結果について一切の責任を会員自身が負うものとし、クレームやその他の問合せを受けた場合も同じとし、当社に損害賠償請求などは行わないものとする
13. 上記の各号の他、会員は本規約に反する行為、公の法令及び公序良俗に反する行為、その他当社の運営を妨害する行為、会員・当社・第三者に不利益を与える行為の禁止
14. 交際期間中の「お見合い」のセッティングは行わないものとする

(会員活動に於いてのルール)

#### 第4条

1. 会員は、交際の申込みを受けた際は、1週間以内に返事をする事
2. 基本的に知人同士のセッティングは原則行わないものとします。ただ、こちらも双方の同意があればOKとします  
また、お見合いはひと月に2回までとさせていただきますが、2回目と同じ会員さまでも、双方が承諾すればOKとさせていただきます  
しかし、その場合でも回数してカウントします
3. お見合いは双方が合意の上で開催しますが、やむを得ない理由等でのキャンセルはペナルティとして反則金10,000円を頂きます  
基本的にお見合いのキャンセルは1週間前までに連絡をする事とし、それ以降でのキャンセルは上記の反則金が発生するものとする
4. お見合い当日の無断でのキャンセルは、お見合い相手・当社にそれぞれ反則金として10,000円を支払わなければならない
5. 万が一、紹介相手より金銭の貸借・授受の申し出があった場合は、当社に

速やかに連絡しなければならない

6. 交際の申込、交際のお断りなどは、必ず当社担当者を介して行うものとする  
また、交際決定後の交際において、相手が交際を断る理由を明確にし  
断る意思があった場合は、直ちに交際を停止しなければなりません。また、  
その場合相手へのご連絡はしないようにする
7. お見合い後の交際期間は、原則として3カ月以内とします。その時点で、  
お二人の今後の意思確認をさせていただきます。また、交際期間も会員として  
の会費は発生する事とします
8. 交際中は、状況を定期的に当社へ報告して頂きます。婚約・結婚の意思が  
ある場合は当社に報告後、B-Produce のサービスへ移行となり、会員として  
は退会となります

(料金について)

#### 第5条

- 1、 会員は、月額 5,478 円(税込)を、会費として支払うものとする  
※但し、入会時に初回登録料として、6,600 円(税込)が発生します
- 2、 会員は、結婚等が決まった場合、B-Produce のサービスへ移行となります  
が、その際プロデュース料(55,000 円税込)をお支払い頂きます。  
また、パートナーとしてのお付き合いを継続される方、上記のサービスに  
当てはまらないカップルに関しては、誓約料として 165,000 円税込を  
頂戴致します
- 3、 過去に当社のサービスの利用により継続して交際後、当社のブライダルサ  
ービスを受けたい元会員に関しては、プロデュース料は免除、又は割引さ  
せて頂きます※  
(※新郎新婦共に元会員の場合は全額免除、どちらかの場合は半額とさせて  
頂きます。但し、割引の場合は一度プロデュース料を全額入金後に元会員  
にキャッシュバックとして支払う事とします)

(支払方法と時期)

#### 第6条

- 1、 会費と初回登録料は、入会契約後に発送される請求書に応じて、  
初回のみ振込、現金又はクレジット等にて 6,600 円(税込 初回登録手数  
料)をお支払い頂き、入会時にお渡しする口座振替用紙に記入頂き、翌月  
からは、第5条1項の料金での自動振替となります。処理の都合上、翌々

月に2か月分引き落としになる場合があります

- 2、 プロデュース料は、サービス開始時に 誓約料に関しては、サービス終了時に当社指定の口座へのお振込みになります。また、その際手数料に関しては個人様のご負担とさせていただきますので、予めご了承下さい

(退会)

#### 第7条

1. 基本的に期限は設けておりませんが、退会等の申し出に関しては、原則として1か月前に申し出て頂き、退会届の提出を頂き退会となります退会手続き完了は月末となります

(クーリングオフ)

#### 第8条

1. 会員は、契約を締結した日から起算して8日を経過するまでは書面により会員登録の解除が出来ます

(守秘義務)

#### 第9条

1. 甲及び乙が本契約の履行に際して入手した個人情報を含む会員に関する情報については、個人情報保護法に法り、会員ともに細心の注意を持って取り扱い、不正なアクセス又は紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して、最善の安全対策と管理を講ずるものとする。また、当社及び会員が本契約の履行に際して入手した個人情報に関する情報は、みだりに第三者に漏洩してはならない
2. 前項に定める義務は、本契約終了後も存続するものとする

(契約の解除)

#### 第10条

1. 会員が以下の各項に該当する行為を行った場合は、甲及び乙は何らの通知・勧告を要せず書面による通知、直ちに本契約の全部又は一部を解除することが出来る
  - ① 本規約の規定に違反したとき
  - ② 会員または当社が本契約に基づく履行を怠ったとき
  - ③ 本契約に基づく当社会員間の信頼関係を損なう行為があったとき

- ④ 社会的信用を失墜させる恐れがあると認めるとき
- ⑤ 相手方に不利益をもたらしたとき
- ⑥ 甲乙及び顧客が暴力団・暴力団組員・暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力である場合、或いは契約後判明した場合
- ⑦ その他本契約に定める事項の遂行が困難であると認められるとき

(免責事項)

第 11 条

1. 紹介相手との交際に関して、当社サービスの内容に従った介入はしますが、それ以外の交際期間での行動等によるトラブルに関しては一切の責めを負いません
2. ひと月 2 回の「お見合い」をセッティングしますが、会員の都合によるキャンセル等が生じた場合、会費等の返金などは一切行わないものとする

(本規約の改訂)

第 12 条

1. 当社は、本規約を改訂する事ができます

- 会員に対するサービス向上が望まれる場合
- 会員・当社に不都合な事態が生じた場合
- その他・当該事業を運営する上で改訂が必要とする事情が生じた場合

(協議事項)

第 13 条

1. この規約条項の変更を必要とする時、又は条項の解釈に疑義が生じた時は、協議の上解決するものとする

<以下余白>

株式会社 B-Produce DSJ～出逢い相談所～  
熊本市西区島崎 3 丁目 6-4  
電話 096-273-6069 FAX096-276-7776  
代表取締役 島村 鉄兵